

之テハ便宜ノ徴兵器ニ於テ身体検査ヲ施行シ得ル

ノ途ヲ開カントスルモノニテ何レモ適當ノ改正ヲ認ル

依テ原案ノ適可決セラレ然ルハ之ヲ思料ス

右謹テ審査シ結果ヲ報告ス

年月日

書記官長

議長宛

明治三十八年二月十日

書記官長 宛

主筆 書記官

長

書記官 米田

病院船関スル條約御批准件書

査報書

謹テ御諮詢ノ病院船関スル條約御批

准件ヲ審査スルニ付條約二年九月四日

工部省に於て海牙に於て韓国全權委員

を調印せしむるに係りたる事

日本國政府は韓国全權委員の調印に依りて四韓

國を之に批准せしむる事

帝國全權委員は調印に對し昨年

五月中央法院に於て批准せらるる事

解決せしむる事と同様の事

降し置きたる事可決せし事

右邊の事柄を法事報告に

明記せし事あり

海長官 古川官長

明治三十九年六月二十日

書記官長 閣下

主筆 書記官

長

書記官

長

統監府鐵道管理為職員特別任
用令之逆統監府鐵道管理為職員
等初叙及陞叙同之件並錄送事
務官錄送事務官補錄送事務官錄送
事務官補錄送事務官補錄送事務官

謹于所諮詢、統監府鐵道管理局